

【以善会レポート】第一一弾

掛川の豪商・豪農と田中藩（上）

Ⅱ『大庭家文書』からみるⅡ

大庭捷三朗・中山正清

はじめに

掛川城下の下俣町・村庄屋を務めた大庭代助（明和四年（一七六七）～弘化三年（一八四六））は文人画家の谷文晁らと交遊があり、松風と号して自らも絵筆を揮うなど、書画愛好家として知られていました。

作家の滝沢馬琴は代助について「遠州第一の好事家」（『羈旅漫録』）と評しています。このような文化活動を通じて、地域文化のプロモーターとしての役割を果たしたともされています¹。

松風と号した代助は大庭家九代目ですが、同家は大庭捷三朗さん（静岡市在住）の祖父（十三代目）の代に大阪に転居しました。同家に伝わっていた史資料のうち、村役人関係のものは劣化が著しく廃棄されてしまったのですが、代助と文化人の交流や褒賞に関係するものなどは捷三朗さんの兄（沼津市在住）が保管しています。

また、これとは別に、元県立高校長（浜松市在住）所蔵のまとまった史料があります。その中には大庭家が掛川宿の豪商である山崎家（松ヶ岡）や松本家（中町）と一緒に駿河の田中藩に融資していたことを示すものが含まれています。

大庭氏蔵の文書の中にも田中藩関係のものが数通あります。これらは他で紹介されたことがないと思われることから、それぞれの『大庭家文書』から田中藩関係の文書を紹介し、同藩と掛川の豪商・豪農の関わりについて、二回に分けて考えてみることにします。

本稿で示した文書全通の釈文は捷三朗さん、釈文への註は捷三朗さんと中山、各文書の後ろの※印に記した簡単な考察は中山によるものです。

（中山）

¹ 『掛川市史 中巻』（一九八四年、掛川市）一二一〇～一二二二頁。

一 田中藩に関係する「大庭家文書」（元県立高校長蔵）

まず、元県立高校長蔵のものからみていきます。【文書ア】から【文書ネ】までの計二十四通で、一通に天保十年（一八三九）とみられる「亥」が記されていますが、残り二十三通は年欠です。

おおむね年代順に配列したつもりですが、記載内容から年が推測できる文書も限られていますから、この配列は確実なものではありません。

【文書ア】

一筆致啓達候、秋暑之節

御坐候得共御家内様被成御揃

弥御平安被成御暮珍重

存候、次拙家無異罷在候間

乍慮外御休意可被下候、且

當五月中金五拾両御出金町

便ニ而被差越慥致落手候、

去月秋葉代参便ニ証文

証文可致進達相認置候処

致失念大ニ延引罷成候、此度

良便ニ付致進達候、御落掌

可下候、右為可得御意如此

御坐候、尚後便可申述候、以上

七月三日

増田翁助²

大庭代助様

机下

二白³秋暑折柄御厭可被成候、以上

² 『藤枝市史 資料編4 近世二』（二〇〇八年、藤枝市）所収「文化十三年十二月 蓑着騒動につき庄屋記録」（史料番号二三八）によると、文化十四年正月十一日に郡奉行の増田翁助が御旗奉行・寺社奉行・御勘定奉行に就任したとある。

³ 「二白」は、手紙などで本文の後にさらに書き加えるとき、その冒頭

※五月に大庭代助が田中藩に五十両を出金し、藩は確かに受け取ったが、増田翁助はその証文を六月の秋葉山への代参の者に託して届けようと準備していたにもかかわらず、その者に渡し忘れたため、遅くなったが証文を送るという内容。

文政三年（一八二〇）三月に代助が田中藩に五十両を貸した証文があり（「掛川の豪商・豪農と田中藩 下」で後述する大庭家蔵の【文書1】）、この文書はそれに関連すると考え、文政三年のものと推測した。

【文書イ】

二白春寒之折角⁴御凌候哉、存候
御家内中へ茂御祝詞宜御儀意頼入

且浅草海苔二十葉年玉印迄ニ致

進入候、御笑留可被下候万喜近々例

春之通此藩へ御越可被有之候、其節面上

新春之嘉詞目出度申

ニ可申述越候、已上

納候、弥相揃御無異御加年

珍重存候、此表拙家相揃

無異致加春候条、乍慮外

御安康可被下候、右年始

御祝詞申述度如此ニ候、恐々

謹言

都築彌助⁵

に記す語。

⁴ 「折角」は、ずいぶんの意味。

⁵ 廣瀬邦行編集『駿州田中藩士（本多氏時代）歴名簿』（二〇〇六年、駿州田中城史跡案内ボランティア発行。本稿では以下、『歴名簿』と略記）によると、都築彌助蕃宜は文化九年（一八一二）から天保三年（一八三二）まで家老、五百石。

正月十一日

蕃宜（花押）

大庭代助殿

人々中

※この書簡には本文があつたはずだが失われている。都築蕃宜が家老のときの書簡とすれば、天保三年（一八三二）より前のものということになる。

【文書ウ】

一筆致啓上候、向暑

之節候得共、御家内様方

弥無御障被成御暮珍重

奉存候、然は昨日被差越候

三百金証文則百両宛

三通ニ認直し触便を以

差進申候、御落手可

被下候、右為可得御意

如此御座候、恐惶謹言

四月十八日

増田翁助

大庭代助様

※田中藩が大庭代助から三百両を借り、百両づつ三通の借用書を作って代助に送るという内容。

【文書エ】

改年之御慶目出度

申納候、弥無御障被成

御加年珍重存候、右年始

御祝詞申述度如斯御坐候

當期永陽之時候、恐惶謹言

有川七兵衛⁶

正月五日

舎廣（花押）

成瀬藤藏⁷

政容（花押）

原田次郎左衛門⁸

種信（花押）

山崎万右衛門⁹様

松本市郎右衛門¹⁰様

大庭代助様

※山崎・松本・大庭の三家に対する田中藩からの年始の挨拶状。三家で回覧したものが、大庭家に残ったか。

⁶『歴名簿』によると、天保十一年（一八四〇）から使番を務める。それ以前の役職は不明。

⁷『歴名簿』に成瀬藤藏の名はない。天保十一年に表中小姓になった成瀬弁藏、あるいは天保十一年に先筒頭、弘化四年（一八四七）に近習頭になった成瀬孫六郎の名前があるが、藤藏と同一人物かどうかは不明。

⁸前掲『藤枝市史 資料編4近世2』所収「文化十三年十二月 蓑着騒動につき庄屋記録」によると、文化十四年正月十一日に郡役の原田次郎左衛門は「近所頭（ママ、近習頭カ）奉行・勘定奉行」に就任している。

また、『歴名簿』によると、「原田治郎左衛門」は文化十四年（一八一七）に側用人近習頭、天保十一年に大目付となっている。

⁹松ヶ岡山崎家六代目で知盈と号した万右衛門（文化七年（一八〇一）生）慶応二年（一八六六）没。『松ヶ丘山崎家略譜稿本』によると、四代目万右衛門（晨園）の次男で、五代目を継いだ長兄の死（天保三年（一八三二）十月八日）後、六代目の当主となる。それまで西町にあった屋敷を嘉永四年（一八五一）に現在の松ヶ岡に移した。

本書簡が天保三年十月八日以前のもつれば、この「山崎万右衛門」は五代目ということになる。

¹⁰屋号は松屋。松本家の四代目。文化九年（一八一二）から天保十四年（一八四三）まで当主。文政五年二掛川藩より帯刀御免・城内木履御免、十三年十七人扶持・家来並右筆格。（前掲『掛川市史 中巻』七八一頁）

【文書オ】

別紙を以申述候、當年始
より年寄中宅ニ而被請候処
城内座敷ニ而被請候間、右
之趣御承知有之、當九日ニ
御出之積リニ有之候ハ、八日夕
方迄ニ城下町迄御出有之
其節一寸拙者共宅迄御出
之趣郷宿より申越候様
御申付可被成候、且御出之節
印形御持参有之候様致度
存候、右申述度早々、以上

正月五日

有川七兵衛

成瀬藤蔵

原田次郎左衛門

山崎万右衛門様

松本市郎右衛門様

大庭代助様

※【文書エ】は【文書オ】と同時に出示されたものであろう。これまで三家の年始などのあいさつは年寄（重役）宅で受けていたが、この年始からは田中城内の座敷で受けるよう変更になったと知らせている。三家に対する待遇をよくしたことになる。

【文書カ】

御札忝致披見候、如仰
寒冷相募候処被成御揃
弥御平安珍重存候
次小家無異罷在候間

御休慮可被下候、且當
暮茂去年通御出金
可被成旨ニ而新証文茂
認置可申旨改承知候
此度御入用之儀有之
元利金之内ニて百兩
先御繰合可申旨致承知候
則御使江相渡候間御入手
可被下候、尤當暮御都合
ニ而元金之内相減候而茂
宜候間後便可被遣被仰越候

且煎餅三袋被遣御意
忝存候、併遠路御心配
之至リ側入申候、短日之
節御使相待居候間艸々
御答而已得御意候、以上

十一月十一日

増田翁助

大庭岱助様

御答

二白気候折角御厭可
被成候、以上

※大庭家が田中藩に今年の暮も昨年と同様に貸し付けてくれることになったので、藩は新たな証文を作成することを承知している。また、大庭家で（現金が）必要になったので藩は百兩を都合し使いの者に渡すと伝えている。

【文書キ】

一筆致啓上候、春寒之節
被成御揃弥御壮健被成

御暮珍重存候、然は過日は
遠路御出被下候処、草々之
仕合残恨之至り存候
然は其節御願申置候
百金近日御出金可被下候
山崎・松本方兼諾之通
今日出金有之候、貴様
百金當月御出金之積り
繰合置申候間、何分無
間違近日御出金御願申候
賃金此方拂ニ而町便ニ而も
宜候間、左様御承知可被下候
右為可得御意如此御坐候、尚
後便可申述候、恐惶謹言

二月十七日 増田翁助

大庭代助様

机下

二白春寒折角御自愛
可被成候、以上

※山崎家と松本家はかねてからの約束通り出金してくれたので、大庭家も
近日中に百両出金してくれるようにと代助にお願いしている。

【文書ク】

一筆啓上候、追日寒冷
相募候得共弥無御障
珍重存候、然は去暮并
當春御口入之借用金
三百兩元利別紙之通
御返済申候、右ニ付下役

杉村林治¹与申者差越候間

無御隔意御談可被下候

誠ニ御世話を以當年

都合宜忝存候、右為

御挨拶金貳百疋鮮肴

一折之被相贈之候、重役共も

従拙者共宜得御意候様

申聞之候、猶委細之儀は

林治江申含候間御承知

可被下候、右可得御意如此

御座候、恐惶謹言

十一月四日 成瀬藤蔵

渋垂順太夫¹²

増田翁助

原田文左衛門¹³

大庭代助様

人々御中

尚々寒冷之節折角御厭可

被成候、以上

※田中藩が三百両の元金・利息ともに代助に返済することを知らせた書簡。「下役杉村林治与申者」(下役の杉村林治と申す者)と林治を代助に紹介する文言があることから、他の林治の名前がある書簡より前のものと考えられる。

¹ 杉村林治は、何通もの大庭代助宛書簡の差出人となっている。本書簡に「下役」とあり、田中藩と代助との連絡役だったと考えられる。

² 『歴名簿』によると、文化十四年物頭、持筒頭。

³ 原田次郎左衛門と同一人物であろう。

【文書ケ】

追啓得御意候當暮元
利御請取候ハ、御渡申候
証文御取集御人被遣
可被下候、右証文ニ引替
金三百六拾兩御渡可申候
以上

十二月十九日

次郎左衛門¹⁴

岱介¹⁵様

※証文をまとめて使いに持たせてくれば、元金・利息合わせて三百六十兩を返済するという内容。十一月中に返済するとしていたのが、何らかの理由で十二月にずれこんだのであろう。

【文書コ】

一筆致啓上候、寒冷
之節御座候得共御家内様
弥御堅固被成御暮珍重
奉存候、然は先日は罷越
緩々得貴顔大慶仕候
其節は彼是御世話ニ
罷成殊ニ種々御馳走ニ
相成不浅忝仕合奉存候
一 先日罷越候節御談申候
忝割三分金之儀、○御地江
罷越拙者留守中○江戸
表方下シ金之儀申越

¹⁴ 原田次郎左衛門。

¹⁵ 大庭代助。

候ニ付、此度右金御口入
被下候様奉行共委細
御掛合申述候、何分
御出精御取斗之程
奉願上候
一 中町松屋来春方
此表江年始暑寒
等之御禮ニ御出之事
先日御咄之趣奉行共江
申聞候処奉行共申候ハ
来春方御出有之候趣
内々年寄共江も申述
置候間、御勝手次第
御出被成、旦那方江も
上ケ物等御座候積リ致候間
左様御承知宜御取斗
可被下候、尤行々は此方
用達ニ茂御願可申候間
何分宜御掛合之上
可然御取斗可被成候様
奉頼候
一 此方蠟之木植付
之義茂奉行共江
申聞置候間、得与相談
弥植付候ハ、ハゼ¹⁶苗之

¹⁶ 櫨。その実から蠟を取って木蠟燭（もくろうそく）を作った。『藤枝市史 通史編下 近世・近現代』（二〇一一年、藤枝市）によると、田中藩は天保四年（一八三三）十一月から翌年にかけて、農業指導してもらうために農学者の大蔵永常を招き、村々の農業指導をしてもらい、永常は櫨の植え付けを奨励したが、藩の役人たちに受け入れてもらえなかったとい

義も御頼可申候間、其節ハ
御頼申候

一 弥助方江御傳言之義

委細申聞置候、且

水野様¹⁷大井川支等

之節、其表江御用達

御頼之義茂委細申述

置候処、得与掛合之上

貴公様江御頼可申与

申候間、左様御承知

可被下候

右為可得貴意如斯

御座候、尚重便之節

万々可申述候

恐惶謹言

十一月十日

杉村林治

大庭代助様

尚々御序之節御家内様

江も宜被仰通可被下候、折角

寒氣御厭御暮可被成候、且此方

奉行共方も宜申述候様申聞候間

左様御承知可被下候 以上

※杉村林治が、代助にいくつもの情報提供をしている。最初の「老割三分金」については不明。次の「中町松屋」云々は、松本家が来春から田中藩に年始などの挨拶に来る件について、藩は受け入れる方針だと伝えるとともに、藩としては大庭家にも御用達になってほしいので、大庭家もしかる

う（一〇六〜一〇七頁）。

¹⁷ 浜松藩主で老中を務めた水野忠邦。

べき対応をするようにと助言している。

次は、大蔵永常の助言に従って藩内にハゼを植える方針であり、ハゼの苗を用意することになるので、代助に協力を依頼している。その次は、浜松藩主水野忠邦が参勤交代などで大井川を渡る際に川留めなどで通行に支障が出た場合、代助に御用（臨時の出費への対応か）を務めてもらいたいとの意向を忠邦がもっていると伝えている。

ハゼの苗の準備について、代助に協力を依頼している記述から、櫛の植付奨励が藩に却下される前、つまり天保四年か五年の書簡と考えられる。

【文書サ】

一筆致啓達候、冷気

罷成候得共弥無御障

被成御暮珍重存候、然は

先日は柿被差上候処

満足被致候、依之

鱶¹⁸百本被相送之候

に付、拙者共方宜得

御意旨被申付候間

如斯御座候、恐惶謹言

九月十七日

石神藤十郎¹⁹

有川七兵衛

増田翁助

原田次郎左衛門

山崎才兵衛²⁰様

¹⁸ 「鱶」はウナギ。

¹⁹ 『歴名簿』によると、文化十四年に郡奉行、天保十一年に近習。

²⁰ 山崎家六代目の万右衛門。山崎家当主は、才兵衛を名乗ることがあった。

松本市郎右衛門様

大庭代助様

尚々冷氣之節折角

御自愛可被成候、以上

※三家から田中藩主宛てに柿を贈ったお返しに、藩からは三家に鰻百本を贈ったことを知らせている。

【文書シ】

一筆啓上候、寒冷之節

御座候得共、弥無御障

珍重存候、然は重富代助²₁

田中住宅家老被申付

當十五日此表江被到着候間

御序之刻御願之書状

被遣候而可然存候、右

可得御意如此ニ御座候

恐惶謹言

十一月十七日 有川七兵衛

成瀬藤蔵

増田翁助

原田次郎左衛門

山崎才兵衛様

松本市郎右衛門様

大庭代助様

尚々時氣折角御凌可成候様

存候、以上

²₁ 『歴名簿』によると、重富代助典礼は天保五年十月に家老就任。

※重富代助が家老に就任して田中に着任するので、挨拶の書状を出すように山崎・松本・大庭の三家に助言したものだ。この掛川の三家が田中藩にとつて重要だったことがうかがえる。

重富の家老就任は天保五年であり、この書簡は同年のものということになる。

【文書ス】

「包紙壱」

田中御状内、増田翁助様

金貳百両添、掛川宿大庭岱助

「包紙貳」

添書壱通

御状忝致披見候、追日

薄暑相催候処被成御揃

弥御平安珍重候

然は過日林治方迄被仰越候

御出金貳百両先便証文

差遣候ニ付、則此度貳百両

為御持被遣慥致落手候

且被遣御胸頭見事之

椎茸壱袋被遣御意

忝存候、併毎年御心配

側入申候、御家内方江茂乍

慮外宜御傳可被下候、家族

江茂御改聲入忝申聞候得は

尚宜江御意旨申聞候

右御報迄艸々不備

四月廿一日

増田翁助

大庭岱助様

御報

※田中藩が大庭代助から二百両を確かに受け取ったことを知らせる書簡。

【文書セ】

一昨十一日出之飛札、昨十二日夕

七時過相届忝致披見候

如来意甚寒御坐候得共

御家内様被成御揃弥御平安

被成御暮珍重存候、然は

辻嘉當暮出金残四拾金

慥ニ受取申候、尤忝百両之

証文一通差越申候間

御落掌先日之受取書は

此者ニ御返却可被下候、毎度

御世話之至リ、亦九郎始

同役共茂從拙子宜可得

御意旨申聞候、尚後音と

申残候不備

十二月十三日 増田翁助

大庭代助様

机下

二白巖寒折角御自愛可

被成候、山崎松屋来年出金

之後御談置被下候由忝仕合

何分宜御頼申候、時分柄甚

多用乱書御宥恕可被下候、以上

※「辻嘉」は不明。「辻嘉」以下の文は、辻嘉がまだ出金していなかった残

り四十兩を確かに受け取ったという意味であろう。
また、藩は代助に二百兩の借用書を届けるので、既に渡してある二百兩の借用書は辻嘉に渡してほしいと伝えている。

【文書ソ】

〔表書〕

大庭代助様 原田次郎左衛門

御紙面致拜見候、甚寒
之節弥御安全珍重
存候、然は先達而兩度
五拾金ツゝ之請取書式通
被遣慥落手致候、則
松本氏手代文蔵江相渡
証文兩通差進申候間
御請取可被下候、且五兩
之儀林治罷越委細致
承知候、通帳来春御出
之節差進可申候間、夫迄
請取書尅通差進申候
御請取可被下候、此段御報
如斯御座候、以上

十二月十六日

尚々積金之儀段々御世話
有之、此方ニ而多分出来
可申様子ニ御座候、其表之儀
十六口之積、翁助江御懸合
有之、其積ニ取斗置
申候、何れ年始之節
可得御意候、已上

※田中藩から大庭代助に百両を返済したので、その受領書（五十両のものを二枚）を確かに受け取った、借用の証文は松本家の手代文蔵に渡したので文蔵から受け取ってほしいという内容。

「五両之儀」というのは利息分であろうか。とすれば、返済は来春に（代助が田中城に）来た際に渡すので、その証文を受け取って欲しいという意味になろう。

「尚々」以下の「積金」は、田中藩が積金の制度を創設しようとしていて大筋でまとまったが、代助は十六口分を受ける意向だと増田翁助に伝えたとのことで、藩としてはそのつもりで準備していると知らせている。

【文書タ】

一筆致啓上候、甚寒

之節弥御安全珍重

存候、然ハ先日は翁介江

御出候処、右同人方兩種相届

彼是御心配之段不浅忝

存候、及御挨拶候処御出立

ニ付御用捨可被下候、且松前

昆布致到来候ニ付、干肴ヲ

相添誠ニ書中を以右

御挨拶可申述給迄ニ致

進入之候、御笑納可被下候

月廻取込早々此段如斯

御座候、恐惶謹言

十二月廿五日 原田文左衛門

大庭代助様

尚々折角寒気御凌可成候

段々勝手向之儀御世話得与

翁介方承り忝奉存候、以上

※大庭代助が増田翁助のもとを訪ねた際、原田文左衛門にも届け物をしたので文左衛門がいさつに行ったが、代助は既に出立してしまっていたので、書状で挨拶している。

本書簡が【文書ソ】と同年のものとすれば、代助が翁助を訪ねたのは、【文書ソ】で言及されている積金の件であろうか。

【文書チ】

一筆致啓上候向暑之節
被成御揃弥御清剛珍重

奉存候。然は先日は大勢

罷越御地走罷成、其上

御世話故珍敷御庭茂

致拝見候、為御餞別何寄

之御品御慮被下不浅 忝

永相用可申候、大井川まで

人足等御世話故都合能

御座候得共例之通道抄兼

七半時過致帰着候、右

幸便御座候間、彼是之御禮

可申述、如此御座候、恐惶謹言

四月十三日

原田文左衛門

大庭代助様

尚々折角御凌可被成候

山崎屋留守ニ付書状差遣不

申候宜頼入奉存候、松屋江一封

御届可被下候、同役共江御傳聲

申聞候処宜申述被下申聞候、已上

※大庭代助が原田文左衛門ら田中藩の役人を掛川に招いてご馳走したこと

に対する礼状。「尚々」以下の文から、大庭家単独ではなく山崎家、松本家が一緒に招待したことがわかる。

差出人が積金に関与している原田文左衛門であり、また、掛川の三家が揃って招待していることから、積金の関係と推測してみた。

【文書ツ】

一筆致啓上候、追日

寒冷相募候処被成御揃

弥御平安被成御暮

珍重存候、然は来十一日

初拂いたし候に付け其表

米望之者有之候ハレ

御誘御出可被下候、勿論

去冬御談申候通真実

相望候もの御同道可被下候

一 去暮より御地御出金之分

来十一月中元利御返金

可申候間、當暮之儀も

何分御出精可被下候、御序

之節松屋²₂江茂宜御傳

可被下候、尚方々近日

向顔可申承候、右為

可得御意如此御坐候、以上

十月六日 増田翁助

大庭代助様

人々御中

二白寒冷之節折角

御自愛可被成候呉々茂

²₂ 松本市郎右衛門。

来ル十一日御故障無之候ハ、
御出待入候 以上

※積金の支払いに関する書簡か。米での支払いを希望する者は誘い合つて来てほしいとしている。

次の条の「来十一月中元利御返金可申候」（来る十一月中元利ご返金申すべく候）という文言は、【文書ク】にある三百両の元金・利息を返済することを指すか。

【文書テ】

新春之御慶目出度
申納候、餘寒之節弥
無御障珍重存候、然は
當年始御出無之御不快
之趣取計置候、且亦
御出有之候ハ、其節御談
可申御待居申候、去暮迄
御預リ置候積金貳拾五金
并利足三兩都合貳拾八兩
米ニ而勘定ニ付差繰六ヶ敷
漸々片付候処、當晦日迄
ニ勘定有之積ニ相成候間
取集次第御勘定可申候
去暮は金子詰リニ而取
引六ヶ敷困リ入申候、不
相考被仰合御肴料被下
忝存候

一 去暮古証文之分十五金
常八江三拾五金被遣都合

半包²₃御差出証文出来

居申候得共其外御引替

茂有之、追而御持参之節

一所ニ御渡可申候

右可得御意如斯御座候、已上

正月九日 原田次郎左衛門

大庭岱介様

尚々折角寒気御凌

可被成候、已上

※まず、積金の二十五両と利息分の三両の計二十八両を米で支払うことになっ
ていて、やりくりが難しかったが今月末にはやりくりできる予定な
ので、集まり次第に清算できると知らせている。

また、昨年暮れは資金が欠乏して米の取引ができずに困った（去暮は
金子詰リニ而取引六ヶ敷困り入申候）とこぼしている。天保七年（一八三
六）十月に志太郡と益津郡の田中藩領で、米価高騰による打ちこわしが起
きていることから、「去暮」は天保七年暮で本書簡は同八年正月のものと
推測した。

次の条は、古い十五両分と昨年暮に借りた三十五両分の計五十両分の借
用書を準備したが、そのほかにも書き換える証文があるので、一緒に渡す
と記している。

【文書ト】

表書 懸川宿

大庭岱介様 原田次郎左衛門

金式拾八両壹步添

常八表行ニ相成

候ニ付渡候

²₃ 「一包（ひとつつみ）」が百両の意味なので、「半包」は五十両。

追日春暖可相催候、不順
之寒氣有之候得共弥御清剛
珍重存候、就は年来
御積金去正月中元金廿五兩
ニ相成、去年分利金三兩先
達及御懸合候通漸々正月迄
ニ取立候間、一ヶ月分利金
壹歩共ニ都合金貳拾八兩
壹歩、此度常八其表江罷越候
間同人江相渡差遣候ニ付
御請取可被下候、一兩年は
人氣不宜相成、右故金子
之廻り方不宜困リ申候、一先
御勘定申候、右可得御意
如斯御座候、以上

二月廿日

尚々折角不順御凌可
被成候、翁助儀茂當朔日
致歸着候、此上之儀ハ拙者
申述候儀ハ御沙汰なし、御頼
被成候ハ、翁助方江御懸合
可被成候、以上

※積金として一月に三兩出金してくれたのでその一カ月分の利息一分とともにも、計二十八兩一分を常人に持たせて返金するという内容。【文書テ】では米で返すとしていたが、結局は現金となったようだ。

また、【文書テ】と同様に、ここ一、二年は不景気になって（人氣不宜相成）金の回りが悪いと嘆いている。

【文書ナ】

一筆致啓上候、暖氣
罷成候得共弥御清栄
被成御座珍重候事奉存候随而
當表奉行共初下拙義

無異義罷在候間、乍憚

御安慮可被下候、且又當月

兩度御出金之分早速

相届奉行中慥ニ受取

申候、然ル処左之通

一 金六拾五兩也 但兩度分

内

五拾兩也 當二月之御出金ニ受取

拾兩也 去暮御印紙²⁴之分江受取

三兩三分 江戸下屋敷類焼ニ付御三人様方上ケ物代ニ受取

残老兩老歩 此分次郎左衛門御預リ申候間、追而幸便之節上ケ可申積リ

右之通書状相認

差上申候心得ニ而罷在

候処、同役共懷中江入

暖メ失念何共申訳

無御座候、尤二月晦日之認

ニ而當二日三日頃差出

可申候積リニ御座候間

奉行共江は其積リニ致

置候間左様御承知ニ而

御内密御聞濟可被下候

一 當十六日其御地より

下傳馬町常八罷歸リ候処

²⁴ 「印紙」は手形の意か。

右御三人様方被差上候
久能表代料²⁵三兩三分ハ
西町²⁶方被遣候間受取
申候、右ニ付今便左之通
一 金六拾五兩也

内

五拾兩 二月御出金ニ受取

拾兩 去暮御印紙之方江受取

残五兩也 次郎左衛門御預リ申置候間幸便之節御返進可申事
右之通相成申候間

尚又跡方御出金御座候ハ、

御預リ可申哉、又は

残金御返還可申候哉

御懸合申候様次郎左衛門

申聞之候間、此段申述

何れ早々御報可被下候

奉待入候

一 去暮御出金春三月迄

之積リ百五拾兩之内

五拾兩は當暮迄ニ而宜

残リ百兩は三月御返金

之積リ之処、是又當暮迄

ニ而宜御座候哉、得与御取

極御報ニ御申越可被下候

但極内々申上候、何れニも

當暮迄ニ致候而も、右

百五拾兩は三月御返金

²⁵ 不明。

²⁶ 山崎家のこと。

二而三月直ニ御出金之

積リニ取斗申候、左

候得は利足三月分ハ

重リ相成申候、是ハ

内々私方申上候而已

右為可得貴意如斯

御座候、恐惶謹言

三月十八日認

杉村林次

大庭代助様

尚々兎角不順之季候

折角御自愛可被成候、乍筆末

御家居様江も宜御傳言可被下

奉望候 草々 以上

※第一条では、総額六十五両のうち二月に五十両、昨年暮には十両を手形で、さらに田中藩の江戸下屋敷類焼に対する三家（山崎・松本・大庭家）からの見舞の三両三分は受け取って受取状を書いた。しかし、残り一両一分については原田次左衛門が預かって受取状も書いたものの、杉村林次の同役の者が手元に置いたまま忘れてしまった。二、三日のうちにそちらに送るつもりなので、内密にしてほしいと頼んでいる。

第二条は、三家からの「久能表代料」三両三分は、既に山崎家から受け取ったことを知らせている。

第三条は、六十五両のうちの五両を次左衛門が預かっていることにして都合の良い便で返却する、という意味か。その上で、さらに出金してくれらるなら次左衛門が預かるが、残りを返却すべきかどうか三家で相談し、その結果を知らせてほしいと記している。

第四条は、昨年暮に借りた百五十両のうち五十両は今年の暮、百両はこの三月に返金のつもりだったが、百両も今年の暮の返金でいいか三家で決めて知らせてほしいとしている。そして、百五十両全額を今年暮までに返金するといったとしても実際には三月になるので、一月から三月までの利

息はつくことになる、内々に知らせている。

わかりにくい箇所が多いが、以上のように解釈してみた。一条と三条の六十五両、四条の百五十両はいずれも大庭家だけでなく山崎家・松本家を合わせた三家から田中藩が借りたものである。連絡役の杉村林次が、返金はどのみち三月になると「内々」に知らせているのが興味深い。

【文書二】

〔表書〕

天保九戌年 田中様御家中問合之書附²⁷

一 天明之度

御巡見御三方様²⁸御越之節

□□内御昼休御泊り之内ニ相極候ハレ

一 御旅宿 御本陣三ヶ所

御朱印臺 白方三方三通リ

長熨斗臺 〃 三通リ

上之間畳表かへ

障子張替

其外道具類不足之節は

領主方かせ物式而差出候様子

次通り方下々夜具

但侍分ハ絹布其以下ハ木綿

夜具相用候様子

一 東領分境 麻上下着

代官 壱人

²⁷ この表書は大庭家十三代目の字か。

²⁸ 將軍の代替わりごとに領主と領民を監察するため、全国を六ヶ八地域に分けて旗本が三人一組で派遣された。

郷同心 壹人

御道筋村々

庄屋

右従は何ノ守領分ニ而為案内
罷出候旨、先方御家来迄申達
御尋之筋御座候ため、御領分
罷越候段申述、御旅宿まで
罷越候様子

※天保八年（一八三七）の徳川家慶將軍就任に伴い、同九年に全国に巡見使が派遣されているため、「表書」はこの文書を天保九年のものとしたのであろう。

内容は、天明度の巡見使への対応について、宿泊所や出迎えの仕方を記している。もとは田中藩から大庭家への問い合わせの書状があったが失われ、大庭家からの回答の写しだけが残ったか。

【文書ヌ】

覚

一 金貳両也

右御勘弁ヲ以御御借仕候処

実正ニ御座候、来春ニ至リ手形

差上可申、依而仮受取差上

申候、以上

亥十二月 杉村林治 （丸印）

大庭代助様

尚々何分御勘弁御推察

御救被下度偏奉望候取込

右乱筆差急キ候間、御高免

可被下候、當日出度来陽

万々可申上候、以上

※亥は天保十年（一八三九）。田中藩と大庭家との連絡役として同家と心安くなつた林治が、個人的に二両を借りたという書簡。

【文書ネ】

一筆致啓上候向暑之節

御座候得共、弥無御障珍重存候

然は當春拙者儀、不存寄

結構格式加増等被申付、右

為歆見事之御肴預御祝

忝存候、早速御挨拶可申置候処

彼是延引罷成候得共干肴

拾五甚麁末之至ニ御座候得共、右

御答礼可申出印迄ニ御座候御笑納

可被下候、猶向顔萬々可申置候、以上

五月廿二日 有川七兵衛

大庭岱助様

二白時候折角御厭可被成候

此節主人参府前大取込罷在

甚乱筆御用捨可被下候、以上

※有川七兵衛が昇進・加増され、代助がそのお祝いを届けたことに対する七兵衛の礼状。前述のように『歴名簿』によると、七兵衛は天保十一年（一八四〇）に使番に就任しているが、この文書はこのときのものか。

（大庭・中山）

（続）